

○大府市障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の障がい者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障がい児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）（以下これらを「障がい者等」という。）に対し、障害者総合支援法第77条第1項第6号の規定に基づき、日常生活上の便宜を図るための用具（以下「用具」という。）を給付することにより、その福祉の増進に資することを目的として実施する大府市障がい者等日常生活用具給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用具の種目及び給付対象者)

第2条 給付の対象となる用具は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とする。

2 給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている障がい者等又は市外に居住する障害者総合支援法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であつて、同項に規定する特定施設に入所する前の居住地（以下「居住地特例地」という。）が市内にある者のうち、別表第1に掲げる種目の区分ごとに、同表に掲げる対象者に該当するものとする。ただし、次に掲げる者は、給付対象者としない。

- (1) 障がい者又はその配偶者について、申請のあつた月の属する年度分（申請のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度分）の市民税の所得割の額が46万円以上である者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者
- (3) 居住地特例地が他の市町村の区域内にある者

(申請)

第3条 用具の給付を受けようとする者（ただし、給付対象者が満18歳未満の場合は、その保護者。以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、大府市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 用具の製作又は販売を業とするもの（以下「業者」という。）が作成した見積書
- (2) 用具の概要を明らかにするもの（ただし、頭部保護帽、歩行補助つえ、点字器、人工喉頭、ストーマ装具、紙おむつ等、洗腸装具及び収尿器の給付を申請する場合を除く。）
- (3) 障がい者等日常生活用具給付意見書（第2号様式）（ただし、次に該当する場合に限る。）

ア 紙おむつ等又は洗腸装具の給付を新規に申請する場合

イ 呼吸器機能障がい者以外の者がネブライザー又は電気式たん吸引器の給付を申請する場合

ウ 呼吸器機能障がい若しくは心臓機能障がい以外の者又は人工呼吸器の装着が必要な者のうち呼吸状態を継続的にモニタリングする必要がある者が動脈血中酸素飽和度測定器の給付を申請する場合

エ その他市長が必要と認める場合
(決定通知等)

第4条 所長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに、給付対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況、住宅環境等を調査した上、その適否を決定し、日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）又は日常生活用具給付却下決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 所長は、前項の規定により給付を決定したときは、申請者に対し、日常生活用具給付券（第5号様式。以下「給付券」という。）を交付するとともに、業者に対し、日常生活用具給付委託通知書（第6号様式）を送付するものとする。

(費用の負担)

第5条 前条の規定により給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、当該決定を受けた用具の購入に要する費用（以下「購入費」という。）の全部又は一部を負担しなければならない。この場合において、購入費は、別表第1に掲げる種目の区分ごとに、同表に掲げる基準額の欄に定める額の範囲内とし、受給者が負担する額（以下「自己負担額」という。）は、購入費に別表第2に掲げる世帯区分ごとに、同表に掲げる自己負担率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、別表第2に掲げる月額負担上限額を限度とする。

2 受給者は、前項の自己負担額を、用具の引渡しを受けた日に、当該引渡しを行った業者に対し、直接支払うものとする。

(費用の請求)

第6条 用具を給付した業者は、市長に対し、受給者の記名及び受領印を押印した給付券を添えて費用を請求するものとする。

2 前項の規定により請求する費用の額は、購入費から受給者が直接業者に支払った自己負担額を控除して得た額とする。

(用具の再給付)

第7条 受給者は、既に給付を受けている用具が故障等により使用できない場合で、修理が困難であると認めるときは、当該用具と同一の用具の再給付を申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、既に給付を受けてから別表第1の耐用年数の欄に掲げる期間を経過している用具が修理可能な場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、再給付を申請することができる。

(1) 修理より再給付の方が合理的かつ効果的であると認めるとき。

(2) 当該用具より機能が改善していると認められる新たな用具の方が障がい者等に対する使用効果が向上するとき。

(記録の整備)

第8条 所長は、日常生活用具の給付について、必要な事項を記録した台帳を整備してお

かなければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 受給者は、給付された用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(給付費用の返還)

第10条 所長は、受給者が偽りその他不正の手段により用具の給付を受け、又は前条の規定に違反したと認めるときは、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(排せつ管理支援用具の特例)

第11条 所長は、障がい者等の申請の手續の利便を考慮し、排せつ管理支援用具のうち一部の種目については、次に掲げる用具に係る給付券を一括して交付することができる。

- (1) ストーマ装具、紙おむつ等については、歴月を単位として2か月ごとに給付券1枚を交付する。
- (2) 別表第1に掲げる基準額の範囲内で1か月に必要とする排せつ管理支援用具に相当する額の2倍(2か月分)の額を給付券1枚に記載して交付する。
- (3) 給付券は、申請1回につき6か月分まで一括交付する。

(その他)

第12条 点字図書の給付を行うに当たっては、大府市点字図書給付事業実施要綱に定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に大府市重度身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱及び大府市重度障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱の規定により給付決定を受けていた者は、この要綱の規定により給付決定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。